

監査人倫理規程

2004 年 11 月 4 日制定

2022 年 3 月 10 日改訂

第 1 条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「協会」という）が認定する情報セキュリティ監査人（以下、「監査人」という）が遵守すべき職業倫理の規範を定めることを目的とする。

第 2 条（基本原則）

監査人は、公正な情報セキュリティ監査が実施され、情報セキュリティ監査制度が社会にとって有益なものとして機能するために行動することを基本原則とする。

第 3 条（監査人の基本的責務）

1. 監査人は、情報セキュリティ監査制度の普及促進、監査技術の向上、監査主体の質の向上、ならびに監査制度の国際標準の調査研究や改善提言への協力を通じて、情報セキュリティ監査制度の健全な発展に寄与しなければならない。
2. 前項の目的を達するため、監査人が情報セキュリティ監査業務を行うに際しては、外観上の独立性、精神上的の独立性、誠実性、秘密保持に努めなければならない。

第 4 条（法令遵守）

監査人は、法令を遵守するとともに、違法行為ならびに反社会的行為もしくはそれらの行為を幫助することを行ってはならない。

第 5 条（協会の社会的信頼の維持）

監査人は、協会の信用を傷つけ、または協会全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

第 6 条（監査人相互の倫理）

監査人は、他の監査人の信用を傷つけるような行為を行ってはならない。

第 7 条（品質管理）

監査人は、情報セキュリティ監査基準、情報セキュリティ管理基準及び協会が定める技術指針に沿い監査を実施し、常に一定水準以上の品質を確保するよう努めなければならない。

い。

第8条（紛争審査への協力）

監査人は、情報セキュリティ監査に関して被監査主体より苦情が提起された場合には、その解決に向けた協会の行う紛争審査に協力しなければならない。

第9条（監査品質審査への協力）

監査人は、協会の行う監査品質審査及び倫理審査に対し、その求めに応じて情報提供を行うなど、これに協力しなければならない。

第10条（懲戒）

1. 監査人は、本倫理規程に違反した場合、資格剥奪、資格停止、戒告、または、能力認定の取り消しを受ける。
2. 監査人は、前項の処分について開示又は公開されることがある。

第11条（規程の変更）

本規程の改定は理事会の議決による。

第12条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

附則 本規程は、2004年11月4日より適用する。

本規程は、2022年3月11日より適用する。